

## くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.12

## 「不在者財産管理人 と代襲相続」



県労福協「くらし・なんでも相談」ほつとダイヤルは、毎月第2土曜日が専門家相談員による相談日です。今号は、北川哲男司法書士の相談事例を紹介します。

併せて、もしも自己破産に陥つたらどうなるのか、そんな疑問に判り易く「Q&A」方式でお答えします。



### 「不在者財産管理人」

○不在者財産管理人 従来の住所又は居所を去り、資産に處分見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合）、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため財産管理人選任等の処分を行つてができます。選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存する他、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者代わつて遺産分割、不動産の売却等を行つてができます。なお、不在者財産管理人は特に資格は必要ないが、不在者財産管理人の処理を客観的にできる人が望ましく、専門家（弁護士、司法書士など）を候補者として推薦することが多い。

○代襲相続 被相続人の相続開始以前に本來であれば相続人となるべき者（法定相続人）が死亡してしまった場合、その者の代わりに、その直系卑属が相続人となることになります。代襲相続は、子が相続人となる場合と、兄弟姉妹が相続人になる場合がある。子が相続人の場合は、被相続人から見た孫が代襲相続人となり、兄弟姉妹が相続人の場合は、被相続人の孫が代襲相続人となり、その者の子（被相続人からみた曾孫）がいる場合は、その者にも代襲相続が認められる（再代襲）が、兄弟姉妹の場合はその子（被相続人からみた甥あるいは姪）までしか代襲相続は認められない。

○代襲相続の原因は、前述の法定相続人死による他、「相続欠格」と「相続人の廃除」も原因となる。

○代襲相続人の相続分 代襲相続人は被代襲者の相続分をそのまま受け継ぐ（被代襲者）の複数の代襲相続人がいる時は、被代襲者の相続分を均分する。

○相続分の譲渡 自分の法定相続分を遺産分割の前

に、他の相続人は第三者に、有償・無償を問わず譲渡することができる。なお、相続分を譲渡した者は相続人としての地位を失つが、債務については、債権者に対する債務を負つ。

Q 家族に秘密で破産できるか、家族に返

済義務は？

### 【事例②】

自己破産による不利益は、基本的には次の通り。それ以外の不利益はない。

①各種の公法上、会社法上、民法上の資格制限を受け、破産者は、弁護士・公認会計士・司法書士・税理士・行政書士・宅地建物取引主任者・株式（有限）会社の役員などの仕事に就けなくなる。

但し、免責決定が確定すれば、このようないくつかの資格制限はなくなる。

②主要な財産は換価処分される。

但し、通常の生活に必要な家財道具や、99万円以下の現金・預貯金 及び20万円以下の財産（例えば保険解約返戻金など）は換価処分の対象とされない。

③信用情報機関に事故情報として登録される（ブラックリストに載る）。

自己破産による不利益は、基本的には次の通り。それ以外の不利益はない。

①各種の公法上、会社法上、民法上の資格制限を受け、破産者は、弁護士・公認会計士・司法書士・税理士・行政書士・宅地建物取引主任者・株式（有限）会社の役員などの仕事に就けなくなる。

但し、免責決定が確定すれば、このようないくつかの資格制限はなくなる。

②主要な財産は換価処分される。

但し、通常の生活に必要な家財道具や、99万円以下の現金・預貯金 及び20万円以下の財産（例えば保険解約返戻金など）は換価処分の対象とされない。

③信用情報機関に事故情報として登録される（ブラックリストに載る）。

申立時の添付書類に同居人の収入証明書が必要であり、同居人に秘密で進めることが難しい。免責後の生活再建のために家族の理解と協力が不可欠。なお、債務者の保証人となつていてない限り、他の家族に支払義務はない。債務者が行方不明となつたよ

うな場合でも同様。

自己破産すると、今まで通りの生活を続けられなくなるのか？

破産手続開始決定前に給料に対する差押えを受けた場合には、債権者差押命令が会社に送達される。差押えがかかる前なら対応が可能なので、専門家（弁護士や司法書士）に相談をすること。なお、事業主は破産を理由に解雇することはできない。

会社に秘密で破産できるか？

破産手続開始決定前に給料に対する差押えをする（破産手続きを進めても換価できる財産がないので意味がないため。その後は免責手続きに進んでいく）。従つてこの場合には、破産者の財産が差押えられることもない。仮に、めぼしい財産があつて管財事件（破産者の財産の換価処分等を行うため破産管財人が選任される）となつた場合でも、破産者の通常の生活に必要な家財道具（衣類・家具・台所用品・日常電化製品等）は処分の対象外なので、通常の生活を続けることは充分に可能

A Q

申立時の添付書類に同居人の収入証明書が必要であり、同居人に秘密で進めることが難しい。免責後の生活再建のために家族の理解と協力が不可欠。なお、債務者の保証人となつていてない限り、他の家族に支払

義務はない。債務者が行方不明となつたよ

うな場合でも同様。

自己破産すると、今まで通りの生活を

続けられなくなるのか？

破産手続開始決定前に給料に対する差押え

をする（破産手続きを進めても換価できる財

産がないので意味がないため。その後は免

責手続きに進んでいく）。従つてこの場合

には、破産者の財産が差押えられることも

ない。仮に、めぼしい財産があつて管財事

件（破産者の財産の換価処分等を行うため

破産管財人が選任される）となつた場合で

も、破産者の通常の生活に必要な家財道具

（衣類・家具・台所用品・日常電化製品等）

は処分の対象外なので、通常の生活を続

けることは充分に可能

Q 自己破産すると保証人に迷惑が掛らないか？

自己破産するには、保証人には及ばない。

Q 破産免責の効力は保証人には及ばない。

Q 破産免責の効力は保証人には及ばない。